

交付申請の流れ

「gBizIDプライム」アカウントの取得

電子申請システム「jGrants」の利用前に、「gBizIDプライム」アカウントを取得する(1~2週間程度)

本事業のWebサイトより認定経営革新等支援機関による確認書をダウンロード

認定経営革新等支援機関に本補助金に係る確認書を取得する

申請に必要な書類の準備

当てはまる交付申請類型に則って、必要書類を準備する

オンライン申請フォーム(jGrants)に必要事項を記入

「必要書類チェックリスト」で申請様式、必要書類に相違・不足ないか確認

オンライン申請フォーム(jGrants)に提出する必要書類を添付

申請処理を行い、申請状況を確認

事業承継・引継ぎ補助金特設Webサイト

<https://jsh.go.jp/r3/>



事業承継・引継ぎ補助金(経営革新)に関する相談窓口

『事業承継・引継ぎ補助金事務局(経営革新)』

TEL: 03-6636-7936

※電話受付時間 [10:00~12:00, 13:00~17:00 (土・日・祝日を除く)]

事業承継・事業再編・事業統合等を契機として

経営革新等に取り組む中小企業者の皆様へ

事業承継・ 引継ぎ補助金

経営革新 のご案内



事業承継・
引継ぎ補助金

事業承継・引継ぎ補助金事務局

事業承継・引継ぎ補助金

事業承継・引継ぎ補助金とは？

事業承継・引継ぎ補助金は、事業再編、事業統合を含む事業承継を契機として経営革新等を行う中小企業・小規模事業者に対して、その取組に要する経費の一部を補助するとともに、事業再編、事業統合に伴う経営資源の引継ぎに要する経費の一部を補助する事業を行うことにより、事業承継、事業再編・事業統合を促進し、我が国経済の活性化を図ることを目的とする補助金です。

制度のポイント

1 jGrants(補助金の電子申請システム)を利用した電子申請が必要となります

本補助金の交付申請を行うにあたっては、経済産業省が運営する補助金の電子申請システム「jGrants(ジグランツ)」を利用します。また、jGrantsの利用にあたっては、「gBizIDプライム」アカウントが必要となります。

2 「中小M&A支援機関に係る登録制度」に登録された登録FA・仲介業者が支援したものに限り補助対象となります

専門家活用において委託費のうち、FA業務又は仲介業務に係る相談料、着手金、成功報酬等の中小M&Aの手続進行に関する総合的な支援に関する手数料に関しては、「M&A支援機関登録制度」に登録された登録FA・仲介業者が支援したものに限り補助対象経費となります。なお、FA・M&A仲介費用以外の経費については、「M&A支援機関登録制度」に関係なく、事務局が認めたものが補助対象となります。

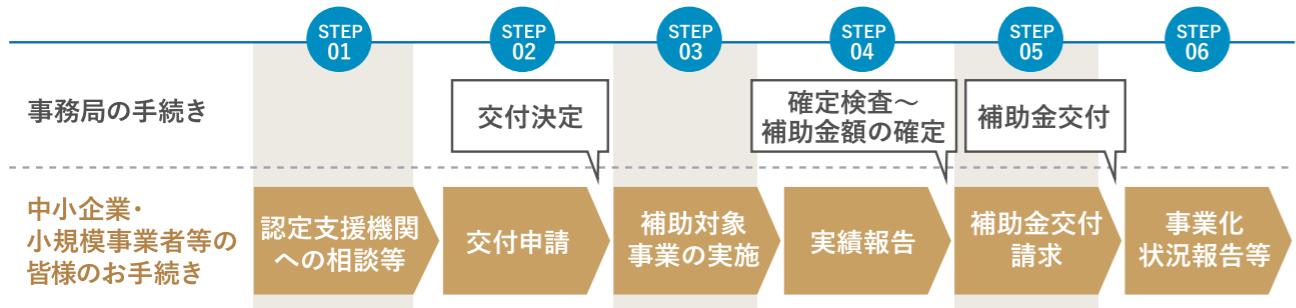
3 表明保証保険契約に係る保険料も対象となります

M&A当事者間で交わされる最終合意契約に規定される表明保証条項に関して、事後的に当該表明保証条項違反が判明することに起因して発生する損害等を補償目的とする保険契約等に係る保険料に関するものが対象となります。具体的には、買い手支援型では、買い手手配の表明保証保険に係る保険料、売り手支援型では、売り手手配の表明保証保険に係る保険料が対象となります。

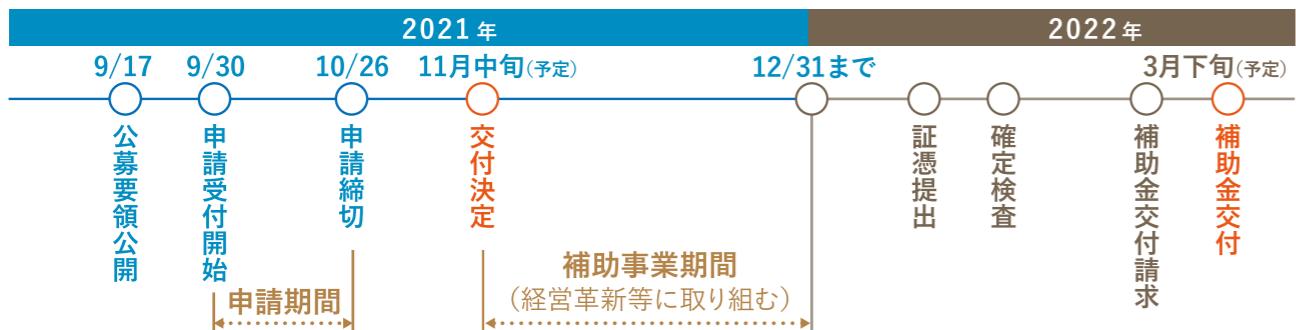
4 新事業展開等要件と生産性向上要件が無くなります

令和2年第3次補正予算度事業承継・引継ぎ補助金(経営革新)では、経営者交代型又はM&A型で申請する場合は、新事業展開等要件又は生産性向上要件を満たす必要がありますが、令和3年度当初予算事業承継・引継ぎ補助金(経営革新)では、新事業展開等要件又は生産性向上要件が無くなります。

補助金交付までの流れ(経営革新)



申請スケジュール(経営革新)



※令和3年度 当初予算 事業承継・引継ぎ補助金では事前着手が認められないため、交付決定日以降の補助事業対象期間に契約・発注を行い支払った経費が経費が補助対象経費となります。

<経営革新>

経営革新等に取り組む中小企業・小規模事業者等を類型に応じて支援

経営者交代型

条件01 事業承継を契機として、経営革新等に取り組む者であること。

条件02 産業競争力強化法に基づく認定市区町村又は認定連携創業支援事業者により特定創業支援事業を受ける者等、一定の実績や知識等を有している者であること。

条件03 地域の雇用をはじめ、地域経済全般を牽引する事業等創業を契機として、引き継いだ経営資源を活用して経営革新等に取り組む者であること。

M&A型

条件01 事業再編・事業統合等を契機として、経営革新等に取り組む者であること。

条件02 産業競争力強化法に基づく認定市区町村又は認定連携創業支援事業者により特定創業支援事業を受ける者等、一定の実績や知識等を有している者であること。

条件03 地域の雇用をはじめ、地域経済全般を牽引する事業等事業承継を契機として、経営革新等に取り組む者であること。

類型	対象となる経費	補助率	補助上限
経営者交代型	人件費、外注費、委託費、設備費、謝金、旅費 廃棄費用等 (廃業登記費、在庫処分費、解体費、原状回復費等)	補助対象 経費の1/2 以内	250万円以内 ※廃業費用を活用する場合は 450万円以内
M&A型			500万円以内 ※廃業費用を活用する場合は 700万円以内

※詳細は公募要領をご確認ください。

申請受付期間

[2021年9月30日(木)～2021年10月26日(火)18:00]